

# 第 34 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 5 年 4 月 5 日（水）午前 10 時 00 分から  
（意見集約・ワークショップ研修会 午後 3 時半から 4 時半）
- 2 現地調査 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査
- 3 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 4 議 事  
議案第 1 号 農地審議 農業振興地域整備計画の  
変更申請について  
議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条関係  
（所有権移転）について  
議案第 3 号 農地審議 農地法第 4 条関係について  
議案第 4 号 農地審議 農地法第 5 条関係について  
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
利用権設定各筆明細について  
議案第 6 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地中間管理事業利用権設定  
各筆明細について  
議案第 7 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について
- 5 協議事項  
①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて  
②農地あっせん事業について  
③農地利用最適化による  
農地貸付・売渡についての取り扱い（別添資料）  
④南箕輪村むらづくり委員会委員候補者の推薦について  
⑤南箕輪村農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について  
⑥農業委員会協議会総会について  
⑦令和 4 年度の最適化活動の点検・評価について  
⑧令和 5 年度の最適化活動の目標設定について  
⑨その他

## 6 その他

- ①農地利用最適化交付金の活動報酬の支給について
- ②農地相談会の報告
- ③情報提供
- ④当面の日程について

## 7 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

## 8 欠席委員

--	--	--	--

## 9 議事録署名委員

征矢昌博	伊藤篤
------	-----

## 10 出席農地利用最適化推進委員

菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛	
------	-----	------	--

## 11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	<p>開会前</p> <p>産業課、新規職員は自己紹介をする。</p> <p>産業課長 有賀正浩</p> <p>農政係長 鈴木達也</p> <p>耕地係長 唐澤勇太</p> <p>農政係 長島啓太</p>
事務局長	<p>令和5年度も引き続き、産業課職員一同よろしくお願い致します。</p>
唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、酒井文代委員が欠席、有賀晴彦委員が遅れてこられるということです。他、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員の出席でございます。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第34回農業委員会の総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となっただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、征矢昌博委員と伊藤篤委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告 2件 4筆</p> <p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 5件 10筆</p>
議長 委員一同	<p>報告事項①について、質問・ご意見等ございますか。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等がないようでしたら、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきまして、番号5-1から番号5-2までを受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項②について、こちらは合意解約通知についてとなりますが、ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にならなければ、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約</p>

事務局	<p>通知について、番号5-1から番号5-5まで、5件10筆を全て受理と致します。</p> <p>では、報告事項③に移ります。農業振興地域農用地区域軽微変更の届出について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>③農業振興地域農用地区域軽微変更の届出について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・併せて、農地へ倉庫等を建てる際の建築確認が必要な場合について、建設水道課からの依頼内容を説明。</li> </ul> <p>農地に倉庫等を建てる際に、建築基準法の建築確認が必要な場合があります。今回については軽微変更の届出があったことで、建築確認未申請だったことが判明しました。自作の倉庫だったため、指摘されることもなく、何年も経過してしまいましたが、建築基準法に違反している状況であります。建築基準法における建築物とは、土地に定着する工作物を指しますが、物置等の小規模な倉庫については建築確認が不要となります。小規模な倉庫とは、外部からの荷物の出し入れが可能で、かつ、内部に人が立ち入れないものを指しますが、倉庫などは通常は建設業者が建てるものなので、申請が必要か否かは業者が判断しているものと思われます。ただし、自作の建物の場合、申請の必要性を知らずに建ててしまい、建築基準法に違反してしまっているという、今回のケースのようなことが起きる可能性も考えられます。農業委員会で建築確認が必要かどうかの判断はできませんが、このような事態が起きないように、今後、農地に農業用の倉庫を建てたいという相談があった際には、建築確認が必要になる可能性についても案内していただき、伊那建築事務所へ相談いただくようお願いしたいということです。</p>
議長	<p>倉庫等の建設については建設水道課の関係になりますが、今回の報告事項③に関連し、農業用倉庫についても、いわゆる建築物として建築確認申請が必要な場合があるということのようです。皆さんから、質問等ございましたら、お願い致します。</p>
唐木義秋委員	<p>建て主が「知らなかった」と言えばそれまでかもしれませんが、建築確認を取らずに建築基準法に抵触しているような倉庫を建ててしまったような場合、この場での報告で済まして良いものなのでしょうか。</p>
唐澤喜廣委員	<p>農業委員の責任という部分もあると思います。日頃、私たちも農地を見回っている中で、聞き取りなどをしていく必要があると思います。</p>
議長 事務局	<p>このような案件は以前にも塩ノ井地区で出てきましたよね。</p> <p>はい。令和2年に、塩ノ井での農振除外現地視察の際、申請のない倉庫の建設が確認されました。この件については、県の方へ相談したところ、許可なく建ててしまったことは確かに問題なのですが、農業に使用するものではあるので、きちんと申請をしてもらい、現状に沿った状態にすることが大切だという見解でした。唐澤委員の仰ったように、日頃からの農地の巡回で、変化や異変に気づかれた時に早めに指摘をしていただくようなこ</p>

<p>議 長</p>	<p>とが大事になるのではないかと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業委員会で審議するべき話ではないので、農業委員の日常活動の中で注意をし、気づいた点については指導していく。住宅の間や奥までは中々目配りはできませんが、心配りはしていただく必要はあるように感じています。この報告事項③の案件については、軽微変更と建築確認の両方の申請が必要ということですね。</p> <p>本来は、建築前に設計書で申請が必要かどうかの判断をし、その後に着工という流れなのですが、このケースについては設計図をもとに補強が必要な部分や危険なものを撤去するなどの改善指導を受け、それに沿って改善するという流れになるようです。軽微変更の申請が必要なものは、あくまでも農振農用地に1ヘクタール未満のもの、小さい物置などを建てる時に なります。</p> <p>逆に、白地であれば、農地法第4条の届出のみが必要になります。なので、農振地域であれば、農地法第4条の届出と、軽微変更の申請、両方が必要 となります。</p>
<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<p>他に、ご意見・質問ありますでしょうか。</p> <p>農振農用地に倉庫を建てる場合は、軽微変更のみで、農地法第4条の申請 は不要と認識していましたが、4条の申請も必要となるのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。農業用倉庫でも2アール未満の面積であれば、4条の届出が必要と なります。</p>
<p>渡邊健寛委員</p>	<p>他人の土地で耕作している場合はどうなりますか。他人の土地に倉庫を建 てたいといった場合には軽微変更だけで良いという理解でいたのですが、 その場合でも農地転用が必要になるのかどうかを確認したいです。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>基本的には自分の土地に農業用倉庫を建てる時には農地法第4条の届出が 必要になりますが、今、渡邊委員が仰っているのは、他人の土地、所有者 と建てる人が異なる場合の2アール未満の農業用倉庫の場合はどうなるの かというお話ですので、後ほど確認させてください。</p>
<p>議 長</p>	<p>細かい部分については難しくなると思いますが、後ほど、説明をお願いし たいと思います。他にはございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、報告事項③の案件を受理とし、報告事項については以上となり ます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2 議事 議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農地審議 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題 と致します。</p> <p>朗読 上程 議案第1号 1件1筆</p>

議 長	はい。では、議案第1号の案件につきまして、伊藤良夫委員からの説明をお願いします。
伊藤良夫委員	こちらの[ ]宅の前の道路には上下水道も通っていますし、南側には住宅がありまして、集落接続も問題ないかと思っておりますので、ご審議のほど、宜しくお願い致します。
議 長	はい。今、伊藤委員の方からも問題ないとの説明があり、皆さんも現地確認で見ていただいておりますが、疑問点等ありましたらお願い致します。
唐木義秋委員	[ ]ということですが、[ ]が設計図では確認できません。大丈夫でしょうか。余計なお世話かもしれませんが。
事務局	[ ]なので、[ ]なかったかと思っております。[ ]なので、面積としては妥当なのかとも思っています。
伊藤良夫委員	私も[ ]お聞きしたのですが、[ ] [ ]ようです。
議 長	我々がそこまで言う必要もないかと思いますが、[ ]ですね。[ ] [ ]、どのような家を建てなければならないという決まりはないでしょうし。私の方から質問させていただきますと、今、芝生を植えてある辺りが全て農振農用地となっている土地ですが。
伊藤良夫委員	芝生については、家の完成後に庭へ植え、残りは販売するという事です。その後は農地へ戻すと仰っていました。
議 長	建物があるということではないので、元に戻していただけるのであれば問題ないのかとも思います。あと、花壇のようにになっている住宅の西側、2メートルほど石を並べてある場所はどうなりますか。
伊藤良夫委員	石を並べてある場所には苺を植え、その西側にはブルーベリーを植える予定になっているようです。
議 長	分かりました。きちんとその通りにしていただければと思います。他に皆さん、どうですか。質問・ご意見ありますでしょうか。賛成意見はどうでしょうか。
唐澤喜廣委員	賛成意見という訳ではありませんが、やむを得ないかと思っております。
議 長	最終的に農業委員会としては、除外やむなしか不許可とするか、どちらかの意見になろうかと思っておりますが、27号計画については、特に触れるようなところはありますか。
事務局	「農振除外の5要件」というものがありますが、その中の5号の要件である「土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること」という部分がどうしても引っ掛かってしまいます。それを補完するための法律として「27号計画」というものがあり、8年未経過の場合には、この27号計画に当てはめ、適用できるようであれば、農振地域から除外、農地転用が可能となります。内容としては「農業の振興に関する

	<p>計画に位置づけられた施設であれば、優良農地であっても農用地区域から除外して農地転用が可能」というものですが、その対象施設に農家住宅があり、長野県においては、人口が増えることによって農業振興につながるという考え方の中で、一般住宅もこの農家住宅に含めて27号に適用するということになっています。ですので、この27号計画に当てはめての除外が可能であると農業委員会で判断されれば「除外やむなし」という形になるかと思えます。その点を含めて審議をお願いできればと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>この27号計画の中では、地域農業の振興に資する施設かどうかの条件の中で、長野県では農家住宅へ一般住宅を含めるということであります。また、先ほどの説明にもありましたが、集落接続がされていて、隣接農地への影響についても所有者の承諾を得ている他、申請面積、申請理由は妥当ではないかと思うところであります。この農業委員会で除外やむなしとなったとしても村と県の農振協議会を経ることになります。それでは、この件については挙手による採決ということをお願いしたいと思えますので、この案件について可とされる方の挙手をお願いします。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>はい。全員の挙手をいただきました。よって、全員賛成ということとなります。農業委員会の意見としては「除外やむなし」ということで農振協議会へ挙げていきたいと思えます。</p> <p>続きまして、議案第2号に移ります。</p> <p>議案第2号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題と致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p> <p>議案第2号 1件1筆</p>
<p>議長</p>	<p>はい。では、議案第2号 番号5-1の案件につきまして、唐澤茂委員からの説明をお願いします。</p>
<p>唐澤茂委員</p>	<p>譲渡人の[ ]ということから、譲受人の[ ]へ土地を譲るということになっています。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。皆さんからの質問、ご意見ありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようでしたら、この番号5-1の案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>では、議案第2号 番号5-1の案件を可と致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第3号に移ります。</p> <p>議案第3号 農地審議 農地法第4条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p> <p>1件 2筆</p>
<p>議長</p>	<p>では、この案件については、丸山芳雄委員からの説明をお願いします。</p>

<p>丸山芳雄委員</p> <p>議 長</p> <p>北爪秀夫委員</p> <p>丸山芳雄委員</p>	<p>この土地は久保地区の東側、下の段になりまして、国道 153 号線と J R 飯田線の東側、ベルシャインニシザワの西側の宅地化が進んでいる地域となります。水路占用の工事を通水前に行いたいということで、先月、3月の総会で敷地に入る通路部分のみの転用申請を行った経緯があり、今回は残りの住宅を建てる敷地部分の転用となります。申請地の北側が所有者の違う農地となっていますが、境界にはコンクリートの擁壁で土留めをし、西側のご自分の農地との境界は法面を取る形とするようです。南側は既に宅地になっていますが、同じ高さとなりますし、雨水については敷地内処理、上下水道は公共のものに接続するという事で問題はないかと思えます。</p> <p>はい。では、この案件について質問等ございましたらお願い致します。</p> <p>北側に面した農地についてですが、日当たりの関係は問題ありませんか。日当たりについては建築基準法に沿った形で、その許可が通る範囲で家を建てることとなりますので、その範囲であれば問題ないかと解釈しています。</p>
<p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>他にご意見ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ありませんか。ないようでしたら、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第 3 号 1 番の案件を可と致します。</p> <p>続きまして、議案第 4 号に移ります。議案第 4 号 農地審議 農地法第 5 条関係についてを議題と致します。事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読 上程</p> <p>2件 3筆</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番の案件については、私が現地確認を行っていますので説明させていただきます。位置図は総会資料の 11 ページですが、青く塗られた部分が宅地になっており、そこに続く南側の赤く塗られた土地が申請地となります。ちょうど田畑と神子柴の境で、中部電力の変電所がある西側の段丘下になります。譲渡人の [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] この宅地の中に住宅がありますが、 [REDACTED] です。譲受人は [REDACTED] で、申請地の北側の宅地と南側の雑種地も併せて取得したい考えだそうですが、この申請地だけが畑で農地となっていますので、ここを転用し、物置を建て、残りは家庭菜園として使うということのようです。説明にありました通り、3 種農地で現況は畑となっていますが、周囲には農地はありませんので影響はないかと思われます。皆さんからの質問はありますか。</p>
<p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>(特になし)</p> <p>ございませんか。こちらは小さな土地でもありますので、この 1 番の案件を可としてよろしいでしょうか。</p>



委員一同 議 長  事 務 局	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第4号 1番の案件を可と致します。</p> <p>続いて、2番の案件に移ります。こちらは事務局から説明をお願いします。</p> <p>本日は有賀晴彦委員が遅れての出席となりますので、事務局から代わりに説明をさせていただきます。申請地については、計画変更が同時に出されております。昨年4月に譲渡人の [REDACTED] というので許可が出された土地になります。昨年4月の段階では [REDACTED] [REDACTED] ような話だったかと思いますが、 [REDACTED] [REDACTED] ようです。譲受人の [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] というので、今回の申請となっています。転用目的については、以前の申請が社員住宅、今回が住宅となり同じ内容ですので問題はないのではないかと、ということです。</p>
議 長 委員一同 議 長	<p>はい。こちら3種農地の判定ですが、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ございませんか。では、こちら2番の案件について、可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長  事 務 局	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第4号 2番の案件を可と致します。</p> <p>続きまして、議案第5号に移ります。議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題と致します。</p> <p>朗読 上程 13件 16筆</p>
議 長	<p>はい。事前に資料が配られておりましたが、お目通しいただいた中で、全体を通してご意見・ご質問ございますか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>特にご意見等なければ、13項目、全案件を可と致しますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長  事 務 局	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第5号 番号5-1から番号5-13まで、13件の全てを可と致します。</p> <p>続いて、議案第6号を議題と致します。議案第6号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>朗読 上程 3件 6筆</p>
議 長	<p>はい。いずれも、中間管理事業を利用した貸借ということになっておりま</p>

委員一同	す。皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
議 長	(特になし)
委員一同	ありませんか。なければこの3件を可としてよろしいでしょうか。
議 長	(異議なし)
	では、議案第6号 番号5-14から番号5-16まで、3案件を全て可といたします。
	続きまして、議案第7号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
	6件 17筆
議 長	番号5-17、5-18については [ ] それぞれの農業者、 [ ] [ ] へ。番号5-19から5-22については、それぞれ、 [ ] [ ] への売り渡しということになります。皆さんからの質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	3月16日にいずれも、あっせんが済んでおります。こちらの6案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第7号 番号5-17から番号5-22までの6案件すべてを可と致します。
	議事は以上となります。
	(12:10 休憩 13:00 再開)
議 長	それでは、会議を再開致します。 続いては協議事項となりますが、その前に、先程、渡邊健寛委員から質問のありました他人名義の土地へ農業倉庫を建設する場合の手続きについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	農業用倉庫の関係になりますが、まず、自分の土地へ自分が利用する農業用倉庫を建てる場合、2アール未満のものを建てるのであれば、4条の届出のみが必要となります。転用の許可申請は必要ありません。一方、他人の土地へ倉庫を建てる場合には、5条の転用申請が必要となります。「届出」で済むものは、あくまでも自分の土地を自分が利用する場合にのみ認められている許可不要の特殊な例ということになっています。渡邊委員が相談を受けた案件につきましては、青地の土地になりますので、まずは軽微変更の申請が必要となり、その後、5条転用の申請が必要ということになります。青地のままでの、農業用倉庫の5条転用という形です。5条の申請書なので、譲渡人が土地所有者、実際に倉庫を建てて使用する耕作者が譲受人となります。権利の設定としては、賃貸借権の設定か使用貸借権のど

<p>渡邊健寛委員 議長</p>	<p>ちらかになると思いますが、面積が小さくても5条転用が必要となりますので、宜しくお願いします。 ありがとうございました。 それでは、協議事項へ移ります。</p>
<p>事務局 議長 委員一同 議長 事務局長 議長</p>	<p>3 協議事項 ①農業委員会の法令遵守の申し合わせについて ・農業会議より要請されている「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」の年に一度の決議実施について説明し、協議と申し合わせの決議実施を依頼。法令遵守の申し合わせについて、質問・ご意見ありますでしょうか。 (特になし) では、この申し合わせ事項について決議を致したいと思います。決議してよろしいでしょうか。 (異議なし) はい。では令和5年4月5日をもって、決議と致します。この申し合わせ以外でも、普段からコンプライアンスの徹底を図らなければなりません。また、これから議会選挙も行われます。私たちも公務を担う人間として行動に気をつけるなど、各委員さんも各自心掛けていただきたいと思います。今、高木会長からお話がありました通り、これから選挙が続けて行われます。農業委員は公務員の特別職にあたりますので、農業委員の肩書き、農業委員としてのお立場での活動は控えていただきますようお願いしたいと思います。 宜しくお願い致します。</p>
<p>事務局 議長 委員一同 議長</p>	<p>②農地あっせん事業について 2件 3筆 ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P17～P22) では、1件目が [REDACTED]、2件目が [REDACTED] [REDACTED] あっせんということであります。皆さんからのご意見・ご質問、ございますか。 (特になし) それでは、この2案件を可とし、あっせん事業を進めていくこととします。</p>
<p>事務局</p>	<p>③農地利用最適化による農地貸付・売渡についての取扱いについて (別添資料) ・農地を売りたい・貸したいという希望について、申し出のあった土地所有者の意向が主に重視され、その土地を実際に利用している耕作者の意向が反映されていない例や、集約・集積という最適化の視点が欠けてしまっている部分があったため、これまでの流れ (申し出のあった土地を事務局</p>

	<p>で確認後に農業委員会総会で紹介する)を改める事務局案を提示し、協議を依頼。</p>
<p>議長</p>	<p>この、貸付・売渡希望の農地の扱いについては様々な問題点があり、対応については事務局に一任していましたが、今回、対応方法を事務局で纏めていただきました。これまで、土地所有者と、耕作者や土地の購入希望者との間での意思疎通がうまくいかない点が少なからずあった部分を、ひとつひとつの手順を踏んで整理しながら進めていくというようなことですが、皆さんの方からご意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>唐澤喜廣委員 事務局</p>	<p>これは、新たに会議の場を設けるということでしょうか。 委員会を別途招集する訳ではなく、総会の終了後に続ける形で、売りたい・貸したいという農地の情報を中心に利用調整の情報発信や話し合いを行う考えです。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>敢えて別枠で話し合うような複雑な形にするのではなく、今まで問題のあった点を改めるだけで良いのではないのでしょうか。</p>
<p>征矢昌博委員</p>	<p>私の立場は農業委員になりますので、この総会への出席が活動記録としてカウントされず、折角こういった農地が紹介されても関わりのない地区ですと活動にならないので、会議が分かれる形になれば活動記録としてきちんと記入できるのではないのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>どうでしょうか。事務局案の通りにやってみようという意見、改めて会議を開く必要はないという意見がありましたが。</p>
<p>渡邊健寛委員</p>	<p>どちらにしても拘束時間や必要な時間が変わる訳ではないので、活動記録のひとつとなるのならば、征矢委員の意見に賛成です。</p>
<p>唐澤喜廣委員 議長</p>	<p>活動記録を絡めて考えることに、スッキリしない気分は残ります。 会議の形は別として、調整手順の中身についてはどうでしょうか。</p>
<p>征矢昌博委員 事務局</p>	<p>売渡・貸付の申出書は細かく記入する形でだいぶ良くなっていると思うのですが、資料の中にある「申出農地に関する調書」というのは、この手順のタイミングとしては、どの時点で作成するのでしょうか。申出書が出てきて、その後の地区担当による利用調整の段階で作成する形でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「申出農地に関する調書」については、書ける部分については申出のあった段階、受け付けた時点で、耕作者の方との話ができていくかどうかや、契約内容など、聞き取れる範囲で事務局もしくは申請者の方に記入してもらい、埋めていきたいとは思っています。それを、担当委員さんへお渡しし、空欄部を委員さんが現地確認した状況などで補完しながら利用調整をしていただければと考えています。そこで決まらなかった場合に会議に挙げるような形とし、事務局、各委員さんと一緒に進めていきたいと思いません。</p>
<p>議長</p>	<p>地区の委員さんがその農地の情報をしっかりと把握していくことが必要で、土地の所有者や耕作者ときちんと話をしながら、この調書を作成していくことになろうかと思えます。どうでしょうか。このような流れで進め</p>

事務局	<p>てみるということ。</p> <p>活動記録についてはあくまでも二次的なものと捉えていただきたいと思います。事務局案の趣旨としては、これまで所有者の意思を尊重し過ぎていた部分を改め、耕作者の意向を含めてそれぞれの意思や立場を尊重する。また、水路の状況や相続の関係など、農地を取り巻く現況を明確にしながら利用調整を進めることで、売買に至らないなどのトラブルを未然に防ぐ目的での、今回の提案となります。折角、手を掛けていた農地を急に買うという人が現れて切なかったという、農業者の想いを汲みたいという気持ちが発端です。</p>
議長	<p>活動記録に残すためと捉えるのではなく、農地の情報を委員の皆で共有するための会議という捉え方をしていかないと、調書を取る意味も会議を開く意味もなくなってしまいます。</p>
伊藤篤委員	<p>どこまでを事務局と担当委員が担い、どの段階で利用調整会議に挙げるのかを確認させてください。</p>
事務局	<p>申出があった段階で地区の委員さんに情報を挙げますので、その段階でお薦めできる方がいてすぐに解決するようであれば、調書を作成する必要もないかと思います。借受・購入希望者がすぐに見つからない場合には調書を作成していただき、その後、難航してどうしてもご自分の地区内で見つからずに村内全地区で希望者を探すという段階で、その農地を会議に挙げて農業委員会で共有するように考えています。</p>
唐木義秋委員 議長	<p>資料の中のフロー図をもう少し分かりやすくした方が良いかと思います。所有者や耕作者とのコミュニケーションをうまくとらなければいけないことについては、これまでも指摘のあることなので、その改善を図る目的の提案です。まず、この事務局案で進め、問題点や記述を直した方が良い点は話し合いをしながら実践していければ良いかと思います。</p>
事務局 松澤良行委員	<p>会議の形式については、いかがでしょうか。</p> <p>開催通知やレジメの中で、総会閉会后に利用調整のための最適化活動会議を開くことを明記する形にしたら良いかと思います。</p>
議長	<p>このような最適化活動について話し合いを持ちなさいという流れにもなっていますので、その点も踏まえて、この最適化推進会議を開くようにしたいと思います。他にご意見、ございますか。</p>
唐澤茂委員	<p>この申出書の記載内容ですが、氏名を記入する欄が2カ所ありますので、最後の氏名記入欄は省き、1カ所でも良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>最後の氏名記入欄は、承諾事項について承諾しましたという意味で設けましたが、2回記入していただく必要もないかもしれませんので、削除したいと思います。</p>
唐澤茂委員 事務局	<p>この様式を定めているのは、農業委員会の告示でしたでしょうか。</p> <p>例規には、貸付売渡希望の要綱が載っていますので、今回、改正をかけようと考えています。</p>

唐澤茂委員 事務局 議長	正式にこの形式になるのは、いつ頃になりますか。 5月になると思います。 では、貸付・売渡希望農地の取扱いについては、事務局案を前提に進めて いきたいと思しますので、宜しくお願い致します。
事務局   議長	④南箕輪村むらづくり委員会委員候補者の推薦について ・南箕輪村の第6次総合計画（計画期間：令和8年度から令和17年度）策 定に向けた第6期のむらづくり委員会を設置するにあたり、委員候補者の 推薦依頼が来ていることを案内。任期は令和5年6月から令和8年5月ま での3年間で、農業全般に見識がある女性の推薦が求められていることを 説明し、協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・候補者について、女性委員間での話し合いをしていただくことで了承。
事務局   議長	⑤南箕輪村農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について ・令和5年5月17日で任期終了となる南箕輪村農業振興地域整備促進協議 会委員について、新たに推薦が必要となるが、農業委員の任期が令和5年 7月までのため、改選後に再度推薦する形となる旨を説明し、協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・協議の結果、現在の農振協議会委員である高木繁雄会長、伊藤篤委員、 有賀晴彦委員を続けて推薦することです承。
事務局   議長	⑥農業委員会協議会総会について ・年1回実施の農業委員会協議会総会について、役員会も含めた開催日程、 参集範囲、来賓について協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・協議の結果、事務局提案の日程、参集範囲です承。来賓については事務 局案に加え、県農業共済組合の南箕輪村担当者にも出席依頼することです 承。
事務局   議長	⑦令和5年度の最適化活動の目標設定について ・最適化活動における令和5年度の目標設定について、農業会議からの指 示も含め、各項目の目標値が記入された資料を示し、説明。協議を依頼。 ・補足説明をする。 ・委員一同からの意見、質問等は特になく、目標設定案を了承。
事務局	⑧令和4年度の最適化活動の点検・評価について（別添資料） ・令和4年度全体の最適化活動について、点検、評価する表の様式を示し、 記入方法や記入例を案内。各自での記入が必要となる項目について説明。

議 長	<p>・補足説明をする。</p> <p>1年間の活動の実態を把握し、公表をしていかなければなりませんので、各委員さんそれぞれで昨年度の活動を振り返って記入をお願いしたいと思います。</p>
事 務 局	<p>4月17日（月）までに事務局まで提出をお願いします。</p>
	<p>⑨その他</p> <p>・特になし</p> <p>(14:47 休憩 14:53 再開)</p>
事 務 局	<p>4 その他</p> <p>①農地利用最適化交付金の活動報酬の支給について</p> <p>令和4年4月から9月分の実績に対し、令和4年分の交付金 [REDACTED] の支給があり、必要経費を差し引いた残額を均等割りし、最適化活動の令和4年度分報酬として各委員へ振り込む手続きを行った旨を案内。</p>
議 長	<p>事務局からの案内の通りですので、また令和5年度もしっかりと活動をお願いしたいと思います。</p>
事 務 局	<p>②農地相談会の報告</p> <p>・令和5年3月11日（土）に実施した農地相談会について、相談者数や相談内容などの実績について説明。</p>
伊藤篤農振部会長	<p>委員さんからの意見を受けて、土日開催としました。この3年間の実績では、おおむね50件の相談があり、交渉の纏まったもの、継続中のものがありますが、今までにない成果が確認できたように感じています。</p>
議 長	<p>今年度も継続して開催していくべきものという評価で良いかと思います。</p>
事 務 局	<p>③情報提供</p> <p>・南原地区への営農型太陽光計画について</p> <p>・営農型太陽光発電事業者による南原地区での事業計画について、事務局で把握している情報と新聞記事を示し、情報共有を依頼。</p>
議 長	<p>南原の区の方へは、何か情報が入っていますでしょうか。</p> <p>区の方へは分かりませんが、私は初めて聞いたので驚いています。計画された土地は、以前に転用した農地やグラウンドや公民館などが入っていて、荒らしてある農地はひとつもありません。牧草地が主なので、地主の方が売りたいと言ってしまうとどうしようもないですが、心配しています。</p>
渡邊健寛委員	<p>区の総会に出た時に少し噂話程度には聞いています。あと、昨年今頃に南原保育園の南側にも太陽光の話が持ち上がり、区の役員さんが苦勞されたそうです。その際にも村の太陽光発電のガイドラインが交渉に役立った</p>

<p>事務局</p>	<p>そうなのですが、ガイドラインですとお願いレベルとなってしまう法的拘束力はないものですから、南原区としては条例への格上げをして欲しいという依頼を既に出しているそうです。今後も、同様の事例は出てくるかと思しますので、もし可能でしたら、農業委員会としても太陽光設置のガイドラインが条例になるように、要望をしていく必要があるのではないかと思います。私が聞いた話では、辰野町と伊那市では条例化しているようで、辰野町や伊那市では難しいので南箕輪で計画したいというような業者の発言を聞いてしまったこともあります。条例化することで一方的な開発が止まるという面もありますので、全てを禁止してしまうのではなく、少なくともその地域の了解、住民への説明会を開くなどを、お願いではなく条例で必須条件として定めても良いと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>ガイドラインは法的拘束力がないものなので、一般的には考慮して守るべきものを守らなかったときに、何も言えないという側面はあると思います。ですので、条例化することで権利を制限する、拘束力を強める効果は高まると思いますので、農業委員会の目線として村へ提言していくことも必要なかもしれません。</p> <p>農業委員会としても、提言する課題のひとつとして検討していきたいと思っています。営農型太陽光発電に関しては農林水産省の通達がありますが、一般の3種農地などは原則「許可」となりますので、去年の北殿の案件もガイドラインに沿って説明会などを開くよう条件を付けて許可した経過がありますが、強制力がないと言われればその通りなので、業者側がどのようにガイドラインを捉えていたのかは分かりません。早い段階で条例として制定して貰えればとも思いますが、農業委員会としては、また検討課題として考えていきたいと思っています。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>④当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の日程について説明する。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布物 令和4年度最適化活動事例集 2023年農業委員会活動記録セット 農地調整ハンドブック 村勢要覧</li> <li>・各配布物について説明し、確認と今後の活動への活用を依頼。</li> <li>・6団体マレットゴルフ大会について</li> </ul>



<p>事務局長</p>	<p>・ 区長会の結論をもとに、役場の庁議を経た後に、開催するようであれば告知する旨で案内。</p>
<p>事務局</p>	<p>・ 機密文書の廃棄に関して          ・ 個人情報記載の書類について、家庭ごみとして扱わないよう十分に注意していただくよう依頼。          ・ 持参していただければ、事務局で適正に処分する旨で案内。</p>
<p>議長</p>	<p>これにて本日の協議事項は全て終了となりますが、皆さんから発言等ございますか。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>事務局へのお願いですが、農業に関係した情報は共有すべきかと思いますので、村議会における農業関連の一般質問について纏めたものを提供していただけないでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議会の記録につきましては、議事録を作っていますので、それを委員の皆さんへ提供し、情報共有するという形で実施させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>閉会          以上を持ちまして、第 34 回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後 3 時 30 分 終了)</p>
	<p>・ 総会終了後、意見集約・ワークショップ研修会を実施          (午後 3 時 30 分から午後 4 時 30 分まで)</p>

以上、第34回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和5年4月14日

議長 高木繁雄

議事録署名委員 征矢昌博

議事録署名委員 平藤尊